

第2章 在日連合国財産

after the time of payment of compensation by the Japanese Government in accordance with the provisions of Article 16, paragraph 1 or 4)”を加える。

(D) 同意

第21条を次のように改める。

Article 21.

(Exception concerning Taxation)

No tax shall be imposed on the compensation which may be received by Allied nationals in accordance with this Law.

2. No tax shall be imposed on any Allied national in respect of compensation received in accordance with this Law.

2) カナダ政府の提案について

(A)、(B)、(D)、(E) 同意

(C) 異議がある。

第3条5はカナダ政府の意見書に挙げられているような場合をふくむものと解釈すべきである。当然ともいうべき字句を追加する必要はない。

3) アメリカ政府の提案について

同意

第4条1の(5)は次のように改める。

(5) Damage suffered while in use of the Occupation Powers owing to lack of due care on the part of the Occupation Forces or the inability of an Allied national to insure property.

44 連合国財産補償法の公布

このようにして作成された連合国財産補償法案は国会の可決をへて、昭和26年11月26日の官報をもつて法律第264号として公布された。

なお、その英文官報には、11月30日付条第500号をもつて外務次官から内閣官房長官あて次のように申しおくれた結果、彼我の交渉の基礎とした英文が掲載された。

「日本国との平和条約第15条(a)に引用されている本年7月13日閣議決定の連合国財産

(52)

第3章 平和条約第15条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定

補償法案は、米国その他の連合国政府と折衝の上作成されたもので、接衝は英文について行われその英文は、さきに日本政府の公式の英訳文として連合国側に提出してある。国会を通過した補償法は無修正であつて、さきに連合国側に提出した英文と同一内容のものである。よつて、連合国財産補償法の英訳文を英文官報に掲載するに当つては、連合国政府に公式英訳文として提出したものをそのまま採用されるよう特に願ひする。」

英文官報に掲載された連合国財産補償法の英文は、附録38に収録してあるとおりである。

第3章 平和条約第15条(a)に基いて生ずる紛争の解決に関する協定

45 アメリカの原案—仲裁裁判所案

請求権に関する紛争は国際司法裁判所所長の指名する3名の中立国法律家をもつて構成される仲裁裁判所に付託する、というのがアメリカの原案であつたこと、第2章にすでに説明したとおりである。アメリカの原案は、附録3に収めてある。

46 わが方の立場

わが方は、これに対し、3月16日の文書で、仲裁裁判所に代ゆるに混合委員会をもつてすることが实际的であろうとの見解を回示した。これまた、第2章ですでに説明したところであり、わが回示した意見は、附録10に収めてある。

47 アメリカの混合委員会受諾

アメリカは、3月23日の文書で、わが混合委員会案に同意した。但し、「現在、この点について、最終的コミットメントを与えることはできない」とことわつていた。これまた、すでに第2章で説明したとおりであり、アメリカの回答は、附録11に収めてある。

48 アメリカの協定案の提出

8月25日、連合国財産補償法案に対する米、英、加3国政府の修正提案（上掲第2章

(53)

38 参照) とともに平和条約第 15 条(a)に関する紛争の解決のための協定案をフィン書記官から伝達された。

協定案の要旨は

1. 平和条約第 15 条(a)及び第 15 条(a)に基づき日本国政府が制定した法令の解釈と実施に関する連合国政府と日本国との間の紛争は、最終的決定のため、委員 1 人は連合国政府により、委員 1 人は日本国政府により、第 3 委員は両国政府の合意により任命される 3 名の委員より成る委員会に付託する。いずれかの政府が委員を任命せず、または、両国政府が第 3 委員の任命について合意しない場合には、かかる委員は国際司法裁判所所長が任命する。
 2. 各政府は、その任命した委員の俸給を支払う。第 3 委員の俸給及び委員会の経費は連合国政府と日本国政府の間に折半して負担する。
 3. 委員会の委員の過半数による決定は委員会の決定とし当事国によつて拘束力を有しかつ最終のものとして受諾される。
 4. 日本国政府は請求の提出から 18 箇月内に請求に対しとつた措置を連合国政府に通知する。請求者が日本政府のとつた措置に満足しないときは、最終的決定のためその請求を委員会に付託することができる。
 5. 1951 年 月 日サンフランシスコで署名された平和条約の当事国である連合国はこの協定の当事国となることができる。
- 原文は、附録 39 に収めてある。

49 わが方の意見

わが方は、前記 27 日の外務、大蔵担当官の会議で先方の協定案を検討し結論を外務省側で英文にとりまとめ大蔵省の同意を得た上 28 日午前藤崎からフィン書記官に伝達した。

わが意見は、大要次のとおりであつた。原文は、附録 40 として添付してある。

「日本政府は提案に原則上異存ない。確定意見は後日に留保したい。非公式に試案として左記をサゼストする。

- (1) 名称を調停委員会 “Conciliation Commission” とする。
- (2) 決定の統一及び経費の節約のため全連合国のため単一の委員会を設定し連合国の任

命する委員のみが各連合国によつて異なる方式を採用するのも一方法なるべきか。日本政府の見るところでは委員会に付託される件数は多数の委員会の設置を必要とする程多くなかろうと思う。

- (3) 委員会提訴は各連合国政府によつてなされるものであることを明瞭にすべきである。提訴について 3 箇月の期限を付すべきである。
- (4) 委員会の手続は、イタリア平和条約第 83 条第 3 項の例にならい、委員会自ら決定するようにすべきである。」

50 1951 年 12 月 4 日の新協定案

12 月 4 日外交部フィン書記官から協定の新案文を受領した。

新案文は、附録 41 に収めてある。

51 12 月 5 日のわが方の意見

わが方は、約束に従い、12 月 5 日付の文書で協定案に対するわが方の意見をさらに提出した。

わが意見書は、附録 42 に収録してある。その要旨は、次のとおりである。なお、この意見書は、外務、大蔵両者間に協議の上作成したものであるが、協議に当り大蔵省は、協定案に対する同省の意見として 1. 委員会の解決すべき紛争は条約第 15 条(a)及び連合国財産補償法の解釈及び実施に関する事項に限定し、同法の立法に関する事項は除くこと。2. 請求または申請は請求権者または申請権者が属する国の政府を経て提出することとする。3. 財産、権利または利益の返還の申請も当該連合国人の属する政府を経て提出することができるものとし、日本政府は提出の日から 18 箇月内に連合国政府にそのとつた措置を通知すること。4. 連合国財産の返還及び補償に関する紛争で、この協定に参加した国に属する連合国人に関するものについては、ここに定める手続のみによつて解決するものとする。5. 連合国政府及び日本国政府により平等に負担さるべき委員会の経費は、委員会の指示に服する事務局の経費をもふくむこと。ゝゝゝを明にすべきである旨を書きもので提出していること (12 月 5 日付) を付記しなければならない。

(1) 前文の “..... for the settlement of disputes concerning the interpretation and execution of Article 15 (a) of the Treaty ” を “..... for the settlement of disputes concerning the compensation to be made in accordance with the Allied Powers Property Compensation Law (Japanese Law No. 264, 1951) under Article 15 (a) of the Treaty ” とする。

(2) 協定案第 1 項

(i) 第 1 文章で “In any case where a claim for compensation has been submitted by the Government of the Allied Power to the Government of Japan in accordance with the provisions of Article 15 (a) of the Treaty and the Allied Powers Property Compensation Law, enacted by the Japanese Diet on , 1951, the Japanese Government..... ” を “In any case where a claim for compensation has been submitted by a claimant through the Government of the Allied Power to which he belongs to the Government of Japan in accordance with the Allied Powers Property Compensation Law, the Japanese Government ” と改める。

(ii) 第 2 文章で “In the event that the Government of an Allied Power is not satisfied with the action taken by the Japanese Government with respect to a claim for compensation, or with respect to the application for the return of property, rights or interests submitted to the Japanese Government..... may refer such claim or application for final determination ” を “In the event that the claimant is not satisfied with the action taken by the Japanese Government with respect to a claim for compensation submitted to the Japanese Government..... may refer such claim for final settlement ” と改める。

(3) 協定案第 2 項

(i) 最後からひとつ手前の文章で “In the event that the Japanese Government fails to appoint a member within thirty days of the request for the appointment of such member or ” を削除する。

(iv) 同じ文章で “the Government of the Allied Power may request the President of the International Court of Justice ” を “either party may request the President of the International Court of Justice ” と改める。

(4) 協定案第 3 項

委員会の名称を “the Japanese Property Compensation Commission ” とする。

(5) 協定案第 5 項

第 2 文章の “In the event that the Japanese Government fails to appoint a member, it shall pay the remuneration of the member appointed on its behalf,” を削除する。

(6) 協定の正文は英語だけにしたい。

52 1952 年 1 月 11 日の新案文

翌 1952 年 1 月 11 日に外交局付バッシン法務官は外務省係官（中島）の出頭を求め新協定案文を手交するとともに (1)同案は日本政府以外には送付していない (2)日本政府が同案に署名する意思であることを確認した上で関係政府に回送する (3)日本政府の意向を 1 月 15 日までに回示されたい (4)非公式に これまで 交渉してきているから 本案を交付するに当つてカヴァリングノートをつさない (5)日本政府の署名の意思が確認されたとき合衆国は改めてフォーマルノートを送付すると通達した。

交付された協定案は、附録 43 に収録してある。

53 12 月 5 日のわが意見に対する国務省のコメント

(1952 年 1 月 11 日受領)

1 月 11 日バッシン法務官は、上記の新協定案を交付するとともに、先に述べた 12 月 5 日付のわが方の意見に対する国務省のコメントを認めた文書を交付した。同文書は、附録 44 として収録してある。

国務省のコメントは、次のとおりである。

(1) 協定を補償請求に限定すること。

補償のみならず返還に関する紛争もふくめねばならない。でないと、返還請求は平和条約第 22 条によつてヘーグ裁判所に付託されることとなる。同じ請求権に関する紛争を一つは委員会に、一つは国際裁判所に付託することとするのは、おもしろくない。

(2) 日本政府が委員を任命しない場合

連合国政府が委員を任命しない場合があるとは思わない。が、日本が強いて希望されるなら、委員会は連合国政府のみならず日本政府の要請に基いて設置できることとし、かつ、連合国政府が委員を任命しない場合を規定してもいい。が、なるべくなら、案文は修正したくない。

(3) 個人請求権者

請求をなすものは個人所有権者であつてその所屬国政府でない、また、日本政府が執つた措置が満足であるか否かを決定するのは個人所有権者でなければならぬとする日本政府の提案に賛成しない。

(4) 用語

用語は、平和条約のそれと同じものとする。

54 1952 年 1 月 12 日のわが方態度の決定

1 月 12 日大蔵省内田管財局長、佐々木外国財産課長外 2 名、法制局林第 2 局長外 1 名の参集を求め、新協定案を検討した結果、次のような修正を申し出ること決定し、14 日、藤崎からバッシンに書きものとして交付した。文書は、附録 45 として収録してある。

(1) 第 1 条

(i) “.....the Allied Powers Property Compensation Law, enacted by the Japanese Diet on November 26, 1951.....”

を “.....the Allied Powers Property Compensation Law (Japanese Law No. 264, 1951)” と改める。

(ii) 連合国財産補償法第 18 条に “3 箇月” とあるから、連合国政府の委員会付託期

間を “6 箇月” とせず “3 箇月” とする。

(2) 第 2 条

“the (name of the Allied Government concerned)- Japanese Property Commission,” の “Government” を Power とする。

(3) 第 3 条

第 1 文章の末尾を ; provided, however, that if, in the opinion of either the Government of the Allied Power or the Japanese Government, the service of the third member on another commission or commissions unduly delays the work of the commission, either party may require that a new third member be appointed by agreement of the Government of the Allied Power and the Japanese Government とする。

(4) 第 7 条

“The decision of the majority be the decision of the Commission, and shall be accepted,” の “and” は which と改むべきである。

わが修正提案を交付するに当つて、藤崎は「これは外務省、大蔵省、法務府の事務当局の見解である。外務大臣の承認も閣議の決裁も経ていない。しかし、これらの修正に同意されれば外務省として正式の政府の決定を得るよう措置する用意がある」旨を伝えた。

バッシンは、これを了承し、「修正案のうち、第 1 条に関する(ii)、第 3 条の分の外は、問題ない。第 3 条の方も、さして問題はあるまい。第 1 条(ii)については、すこし考えさせてもらいたい」と述べた。

第 1 条(ii)については、藤崎から、この協定に参加しない連合国の国民は連合国財産補償法第 18 条によつて申立をするわけであるから、申立期間は、第 18 条の場合と同じく 3 箇月とすることが適當であること、そしてこの 3 箇月の期間は平和条約によつて連合国の承認を得ている次第であることを説明した。

55 1952 年 1 月 18 日の国務省の回答

1 月 18 日、外交部バッシン法務官から

「国務省から、異議申立期間を 6 箇月から 3 箇月にする点を除き、すべて同意であること、この期間の点については連合国財産補償法第 18 条の期間（3 箇月）と合わせる必要はないと考えるし、通信連絡に時間を要するから原案どおり 6 箇月としたいこと、よつてあらためて日本政府の意見を回示されたいと申し越した。自分は、日本の修正意見にすべて同意するよう進言した。期間の点についても補償法第 18 条を引用して説明してやつたが、容れられなかつた。これで日本政府として異議なしということであれば書面で通報していただきたい」

と電話で藤崎に連絡があつた。

藤崎から

「補償法第 18 条の期間と一致させる必要がないと考えるというのは、平和条約第 26 条にいう平和条約の定めるところよりも大きな利益を第 3 国に与える平和処理とは認められないという意味か」

ときいたところ、バッシンは

「そう思う」

と答えた。

藤崎から

「こちらから書面で同意を通報することを希望されるならば、まず貴方から書面をもらいたい」

といつたところ、バッシンは承諾した。

上記の趣旨は直に大蔵省管財局長に伝達し条約局長、管財局長間に協議の結果、期間の点はゆずつて協定の締結に同意することとし、また、日本政府としてその旨を回答するについては事前に閣議決定を得ることに打合せた。

ついで、藤崎からバッシンに「大蔵省と協議した結果期間の点については貴方の提案に同意することになった。しかし、日本政府として正式の回答は閣議をへる必要上来週末になるであろう。それについて、貴方の書簡を成るべく早く送付されたい」と電話した。

バッシンはこれを了承し「日本政府の非公式の回答はいつもらえるか」ときいたので「自分が今いつたことが非公式の回答である」と答えた。

56 1952 年 1 月 25 日の閣議決定

閣議は、1 月 25 日、平和条約第 15 条 (a) に基いて生ずる紛争の解決のための協定の締結を決定した。外務大臣の閣議請議は、次の趣旨であつた。

1. 平和条約第 15 条 (a) に基いて生ずる紛争の解決のための協定を別紙協定案の趣旨に従つて希望する連合国と締結することとする。
2. 本件協定は、やむをえない場合には、事後に国会の承認を求めることとする。

57 1 月 18 日の了解に基く双方の覚書

1 月 18 日の藤崎及びバッシン間の話合による双方の正式の回答（米国）及び通報（日本）は、それぞれ 1 月 22 日（外交局バッシンから受領）及び 1 月 25 日（25 日付で 26 日送付）とりかわされた。

文書は、附録 46 として収録してある。

上記 1 月 22 日の先方の覚書によれば協定は東京で締結を希望する連合国政府と日本政府の間に署名する考案であつた。この点は、その後変更されてワシントンで 1 箇の協定として署名されることになつた。

58 協定案第 4 条に関する英国の修正提案

2 月 5 日に至つて外交局バッシンからイギリス政府の希望による協定第 4 条の修正を申しでた。

修正提案は、閣議決定をへた協定案第 4 条を次のように修正しようとするものであつた。underline を付した部分が新たにはいつた文句で、() 内の部分が削除される文言である。

“If the Japanese Government or the Government of the Allied Power fails to appoint a member within thirty days of the request referred to in Article 2 (for the appointment of such member) or, if the two Governments fail to agree on the appointment of a third member within ninety days of the request (for the appointment of such third member) referred to in Article 2, the Government of the Power which has already appointed a member, in the first case, and either the Government of the Allied Power or the Japanese Government, in the second case, may request the President of the International Court of Justice to appoint such member or members. (In case a vacancy occurs) Any vacancy which may occur in the membership of a commission, (a successor shall be chosen in accordance with the procedure provided above for the selection of the predecessor member) shall be filled in the manner provided in Article 2 and 3.

先方の修正申出に関する 2 月 5 日の藤崎の記録及び先方から受領した第 4 条の新条文は附録 47 として収録してある。

3 月 3 日バッシンから附録 48 に収録してある 2 月 29 日付の文書をもつて、(1) 協定の和文の認証謄本を送付されたいこと、(2) 協定の末文を

“In witness whereof the undersigned, having been duly suthorized, sign this Agreement on behalf of their respective Government on the dates appearing opposite their signatures.

Done at Washington this day of March, 1952, in the English, French, Spanish and Japanese languages, all being equally authentic.”

とすること、(3) 第 4 条についてはふたつの案文を掲げたものを作成し、いずれかに決定したときは、決定した案文のはいつているものをワシントンに送付すべきこと、を通達してきた。

3 月 3 日バッシンは、第 4 条について英国の修正案文が採択された旨を藤崎に連絡してきた。

59 和文認証謄本の送付

わが方は、3 月 5 日、協定の和文の認証謄本 2 通を先方に送付した。その際、送付のカヴァリングノートで「日本政府はなるべく協定署名前に憲法第 73 条所定の国会の承認を得たいから、協定案が確定次第認証謄本を送付されたい」と申し入れた。

60 協定の署名

協定は、1952 年 6 月 12 日ワシントンで署名された。

署名国及び署名日付表は、附録 49 に収録してある。